

**榴岡公園整備・管理運営事業者募集事業
公募設置等指針に係る質問の回答**

NO.	質問対象	質問内容	回答
1	公募設置等指針P. 17 (2)⑥	公園全体におけるソフト事業実施について、使用料が発生する条件を教えてください。 (ex. 営利目的であれば発生、必要経費分の収入を見込む程度は不要、等) また発生する場合の算定根拠も併せて教えてください。	本事業のソフト事業において、仙台市都市公園条例第三条に掲げる行為を行う場合には、本市の行為許可及び使用料の支払いが必要となります。ただし、公募対象公園施設に係る設置許可及び特定公園施設に係る管理許可を取得した範囲においては、本市の行為許可及び使用料の支払いは不要となります。 また、行為許可に伴う使用料は、仙台市都市公園条例施行規則第七条第1項に基づき、算出を行うものとなります。
2	基本協定書（案）P. 7 第41条	公募公園対象施設の原状復旧（解体）の際、特定公園施設と接していて干渉する場合一部解体する必要が出てくるが、その部分の解体・復旧費用についてはどのような取扱いになるか。	原状復旧にあたり、特定公園施設の一部解体が必要な場合は、認定計画提出者の負担で解体・復旧を実施して頂きます。
3	公募設置等指針 P. 19 (5)	自己都合による辞退はできない旨記載があるが、選定後、さらには基本協定締結後にやむを得ず辞退する場合はどのような扱いになるか。※基本協定書（案）第 81 条にて事業開始後の基本協定解除については記載有り。	基本協定書（案）第 81 条、第 82 条及び第 84 条のとおりです。
4	公募設置等指針 P. 16 6. (1)①	敷地造成は市で実施いただくとあるが、造成後のレベル設定は選定された計画内容に基づいて仕上りレベルを調整してもらえるか。	公募設置等指針 P16「6. (1) 必要となる工事の役割・負担区分」に記載の工事においては、現況の地盤高と同程度の仕上りレベルを想定しており、それ以上の調整が必要な場合は、本市と協議を行うものとなります。

NO.	質問対象	質問内容	回答
5	公募設置等指針 P. 31 表-7	選定後、地盤調査が行われた後に地盤状況により地盤改良や杭工事が必要になった場合、費用負担の協議は可能か。また地盤調査はどちらの負担となるか。	地盤調査及び杭工事については、認定計画提出者により実施していただきます。地盤調査の結果により、公募設置等指針 P31「表-7 リスク分担」に記載の地質障害や地中障害物が判明し、地盤改良が必要となった場合は、本市において対応いたします。
6	公募設置等指針 P. 31 表-7	土壌汚染に係る調査費用及び発見された場合の是正費用は市負担という認識でよいか。	お見込みの通りです。
7	公募設置等指針 P. 31 表-7	工事の前段階の調査業務についてはどの段階で実施となるか。(地盤調査、土壌汚染調査)	地盤調査は公募対象公園施設の設計段階において、認定計画提出者により実施していただきます。土壌汚染調査が必要となる場合は、公募設置等指針 P16「6. (1) 必要となる工事の役割・負担区分」に記載の工事の設計段階において、本市が実施します。
8	公募設置等指針 P. 17	電話・通信工事について、敷地までのルートが電気引込ルートと同じ場合、空配管を市にて整備していただくことは可能か。もしくは、既存の空配管があれば利用することは可能か。既存の空配管がある場合、既存図面で資料提示をお願いします。	本市において電話・通信工事に係る空配管を整備することはできませんが、認定計画提出者が整備する電話・通信工事に係る空配管が本市にて整備する電線管に隣接する場合は、土工（掘削及び埋戻し）を本市と協議のうえ調整を行うことが可能です。また、電話・通信ケーブル敷設のために利用可能な既存の空配管はありません。
9	公募設置等指針 P. 9	夜間照明について、既存の外灯と仕様を合わせる必要はありますでしょうか。(照度や色温度等) その場合、外灯仕様分かる資料を頂けないか。	夜間照明については、既存の照明と仕様を合わせる必要はありませんが、必要に応じて既存の灯具の資料をご提供することが可能です。
10	公募設置等指針 P. 6	既存の外灯について、配置の都合上撤去が必要となる場合は市の費用負担でよいか。	お見込みの通りです。なお、公募設置等指針 P16「6. (1) 必要となる工事の役割・負担区分」に記載の工事において対応することになります。